平成 27 年 1 月 名古屋港審議会専門部会会議録

1　開催日時：平成 27 年 1 月 13 日（火）　午前 9 時 55 分～午前 10 時 31 分

2　開催場所：アイリス愛知　２階　コスモスの間

3　出席者氏名　（50 音順、敬称略）

部会長　黒　田　達　朗　（名古屋大学大学院環境学研究科教授）

青　山　公　平　（全日本港湾労働組合東海地方名古屋支部執行委員長）

市　川　育　夫　（愛知県建設部長）

小和田　　亮　（港湾空港技術振興会会長）

黒　田　昌　義　（名古屋市住宅都市局長）

小　澤　敏　也　（名古屋海運協会会長）

後　藤　正　三　（名古屋港運協会会長）

澤　田　丸四郎　（名古屋港管理組合議会議長）

白　石　好　孝　（東海倉庫協会会長）

野　俣　光　孝　（中部運輸局長）

長谷川　秀　巳　（名古屋港長）

八　鍬　　隆　（中部地方整備局長）

（委任状提出）

中　川　貴　元　（名古屋港管理組合議会副議長）

（名古屋港管理組合出席者）

専任副管理者	近　藤　隆　之
企画調整室長	錦　見　桂　司
総務部長	森　　俊　裕
港営部長	中　山　武　彦
建設部長	惠飛須　　朗
企画調整室総合調整担当理事	北　山　　斉
企画調整室次長	村　上　耕　一
企画調整室政策推進担当参事	足　立　真　宏
総務部県市政策調整担当参事	竹　中　洋　一

会　　議

［開会の辞］

○司会者・柴垣調整担当課長　　定刻にはまだ少しございますけれども、皆さんおそろいでございますので、ただいまから名古屋港審議会専門部会を開催させていただきます。

私は、事務局を務めております企画調整室調整担当の柴垣でございます。よろしくお願いいたします。

本来ですとご出席の委員皆様方をご紹介させていただきますのが本意ではございますが、時間の都合もございますので、お手元に配付させていただきました名簿及び席次をもちましてご紹介にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、ご発言の際には、恐れ入りますが、お名前をお願いできましたら幸いでございます。

また、当専門部会の議事進行につきましては、名古屋港審議会条例の定めによりまして、部会長が務めることになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ではございますが、部会長からのご挨拶をもちまして、会議に入らせていただきます。

部会長、よろしくお願いいたします。

［部会長あいさつ］

○黒田部会長　　座ったままで失礼いたしますが、部会長を務めさせていただいております名古屋大学の黒田達朗と申します。

ただいまから名古屋港審議会専門部会を開きたいと思います。

本日ここに名古屋港審議会専門部会を招集させていただきましたところ、委員の皆様方におかれましては、ご多忙中、かつ大変寒い中、ご参集いただきまして厚く御礼申し上げたいと思います。

本日ご審議いただきます案件は、「名古屋港港湾計画の軽易な変更について」と「港湾環境整備負担金対象工事の指定について」でございます。よろしくご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、開会のご挨拶とさせていただきます。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

初めに、管理者よりご挨拶をよろしくお願いいたします。

［管理者あいさつ］

○近藤専任副管理者　　おはようございます。副管理者の近藤でございます。管理者にかわりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろより名古屋港の発展に対しましてご支援、ご協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年の名古屋港の港湾統計、これは推計でございますが、総取扱貨物量が２億 700 万トン、ほぼ前年並みとなっておりまして、３年連続で２億トンを超えまして、13年連続で日本一となる見込みでございます。

また、外貿コンテナの取扱個数につきましては、257万TEUと、前年に比べまして２パーセントの増加となりまして、昨年同様、東京、横浜に次いで全国第３位となる見込みでございます。

中部のものづくり産業を支えます名古屋港といたしましては、我が国の経済や産業の成長を牽引いたします国際産業ハブ港の実現を目指しまして、さらなる物流の効率化や産業立地の推進にしっかり取り組んでまいるとともに、国内外において本港のPRを積極的に実施するなど、集荷、創荷にも努め、本港の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

一方、本港の防災対策につきましては、国や愛知県などより公表されました南海トラフの地震・津波の被害想定を踏まえた防災計画の抜本的な見直しを昨年10月に行ったところでございます。また、堀川口防潮水門や中川口通船門を始めといたします防災施設の補強対策などを鋭意進めますとともに、高潮防波堤の改良につきましては、海上部区間は本年度末におおむね完成の予定となってございます。今後も関係機関と綿密な連携をとりつつ、ハード、ソフト両面で防災機能の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

さらに、人々に親しまれる港づくりにつきましても、にぎわい空間の創出を目指すガーデンふ頭におきまして、本年度中を目途に事業者の選定を行い、民間活力による再開発を目指すなど、十分に意を注いでまいりたいと考えております。

また、環境面におきましても、中川運河堀止地区の緑地整備など、名古屋港におけます良好な港湾環境の形成に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますよう

お願いを申し上げます。

さて、先ほど部会長さんからもお話がありましたが、本日諮問をさせていただきましたのは、「名古屋港港湾計画の軽易な変更について」及び「港湾環境整備負担金対象工事の指定について」の２点でございます。

港湾計画の軽易な変更につきましては、東海元浜ふ頭において、鉄鋼原料を取り扱います内航船用の専用岸壁の位置づけなどを行うものでございます。また、港湾環境整備負担金対象工事の指定につきましては、平成 26 年度の負担金の対象となります港湾工事などを指定させていただくものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○黒田部会長　　ありがとうございました。

ただいまお聞き及びのとおりですが、少し口を挟みますと、リーマンショックの後しばらく物流関係もショックを受けまして不安定な状態が続きましたが、また定常状態に戻ったということかと思います。名古屋港というのは我が国でも屈指の重要な港湾でございまして、本委員会もそういう意味では非常に大きな役割を担っているということを改めて確認させていただきました。

どうもありがとうございました。

［委員出席状況報告］

○黒田部会長　　それでは、審議に入ります前に、事務局から本日の出席状況についてご報告をお願いいたします。

○事務局・柴垣調整担当課長　　それでは、ご報告させていただきます。

委員総数 13 名のうち、本日ご出席いただいております委員は 12 名、委任状をいただいております委員は１名でございますので、合計 13 名の委員がご出席となります。

したがいまして、名古屋港審議会条例第７条第２項に定めております委員総数の過半数を満たしております。

以上、ご報告申し上げます。

○黒田部会長　　ありがとうございました。

ただいまのご報告のとおりでございます。

［会議録署名者の指名について］

○黒田部会長　　続きまして、本日の会議録の署名者でございますけれども、長谷川委員と後藤委員のお二人を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

［審議］

○黒田部会長　　それでは、早速でございますが、審議に入らせていただきます。

最初に、今ご紹介のあったとおり、「名古屋港港湾計画の軽易な変更について」、事務局からご説明をお願いいたします。

○錦見企画調整室長　　企画調整室長の錦見でございます。私から、名古屋港港湾計画の軽易な変更案についてご説明させていただきます。

お手元には、A4 縦の白い冊子が２冊ございます。名古屋港港湾計画書（案）及び計画資料（案）でございます。説明資料といたしまして、A4 横の赤枠の冊子をお配りしております。計画内容につきましては、まずこの A4 横の説明資料をごらんいただいた後、所定の様式で取りまとめております A4 縦の計画書（案）及び資料（案）についてごらんいただきたいと思っております。また、配付資料と同じ内容を前面のスクリーンにもご紹介しておりますので、ご参照ください。

それでは、失礼して着席にてご説明をさせていただきます。

１ページめくっていただきますと、今回計画の変更箇所は、図面の右側に赤丸でお示ししております南部地区の東海元浜ふ頭でございます。

今回の計画では、ここに立地している新日鐵住金株式会社からの要請に対応するため、軽易な変更を行うものでございます。

まず、新日鐵住金株式会社名古屋製鉄所の概要について若干ご紹介をさせていただきたいと思います。

同製鉄所の 2013 年（平成 25 年）の実績では、海外から鉄鋼原料となる鉄鉱石、石炭などを 1,600 万トン、国内から石灰石などを 100 万トン海上輸送で受け入れ、製鉄所内の工場において薄板や厚板などの鋼材約 500 万トンを生産、国内外に供給しております。

その内訳は、出荷量の 85 パーセントが自動車のボディーなどに利用される薄板、10 パーセントがタンクや橋梁などの構造物に利用される厚板となっております。また、それらは 61 パーセントが国内、39 パーセントが海外に出荷されておりまして、国内では７割以上が東海地方に、海外ではこのうち８割以上がタイ、中国を初めと

するアジア地域に出荷されております。

一方、生産の過程では、副産物としてスラグが発生し、国内外において利用されております。

このスラグについて少しご紹介させていただきますと、このスラグは高炉において鉄を生産する際に発生する高炉スラグと、転炉において鋼を生産する際に発生する製鋼スラグに分類されます。そして、この高炉スラグはセメント原料や道路用の路盤材に、製鋼スラグは同じく道路用の路盤材や地盤改良材として国内外で活用されているところです。

今回計画の背景となっております製鉄所の荷役状況についてご紹介させていただきます。

埠頭西側の岸壁では、海外から輸入される鉄鉱石や石炭といった鉄鋼原料の取り扱いと、国内に立地する同社の他の製鉄所との間でやりとりされる鉄鋼原料が取り扱われておりますが、輸入貨物を扱う大型の外航船と国内貨物を扱う小型の内航船が混在して同じ岸壁を利用しているため、船が着岸する際、バース待ちの時間が発生する場合があり、荷役が非効率となっております。

また、埠頭南側の岸壁からはスラグが国内に輸送されており、平成 15 年に２バースを計画に位置づけましたが、その後のスラグの国内需要が当初計画と異なってきたため、現時点で１バースが未整備となっております。

こうした状況にある同製鉄所の今回の計画の概要についてご説明をいたします。

まず、現在利用している西側岸壁の北側に新たに国内輸送用の専用岸壁を１バース計画し、国内輸送の６割をこちらにシフトいたします。これにより西側岸壁におけるバース待ち時間の解消を図り、荷役を効率化するものです。

一方、埠頭南側のスラグ輸送用の未整備の岸壁１バースについては、今後の利用が見込めないことから、既定計画を削除いたします。

次に、今回計画変更の内容について具体的にご紹介をいたします。

まず、赤丸でお示ししている箇所についてでございますが、今回新たに鉄鋼原料を国内輸送するための専用岸壁として、水深５メートル、延長 140 メートルの岸壁を計画いたします。また、その前面には船舶の停泊などに必要な泊地、水深５メートルを計画いたします。

なお、この泊地につきましては、既に現況において必要な水深が確保されており

ますので、この計画上では既設として黒色で表示しております。

また、青色でお示ししている箇所につきましては、国内向けのスラグの取り扱いを計画しておりました水深 6.7 メートル、延長 110 メートルの岸壁計画を今回削除いたします。

次に、環境への影響と評価についてでございます。

今回計画は、新たに岸壁を計画するものと、既定の岸壁計画を削除するものの２点がございます。１点目の新たな岸壁計画につきましては、鉄鋼原料を国内輸送するための岸壁を同一埠頭内で分散するものでございます。２点目の既定の岸壁計画の削除につきましては、当初の計画時から予定していたスラグの取扱量の見直しによるものでございます。

以上のことから、今回の計画変更では、全体で環境への負荷が軽減されることとなるため、今回計画が周辺環境に与える影響は軽微であると考えられます。

最後に、今後のスケジュールでございます。

本計画（案）につきましては、本日の協議を経て答申を得た後、名古屋港管理組合公報におきまして今回計画の概要を公示するとともに、国土交通大臣へ計画書などを送付する予定でございます。

計画変更の概要は以上でございます。

続きまして、お手元に配付しております A4 縦の計画書（案）及び資料（案）についてご案内させていただきたいと思います。

まず、港湾計画書（案）でございますけれども、表紙をめくっていただきますと、平成 12 年に行いました改訂以降の状況変化に対応した計画変更について記載いたしております。

次に、目次をはねていただきますと、１ページに今ご説明いたしました変更理由、２ページに専用埠頭計画としての岸壁に関する計画、３ページには水域施設計画として泊地に関する計画、４ページに計画変更の位置図、５ページに港湾計画図を記載しております。

これのより詳細な計画資料をごらんいただきますと、２ページから４ページにわたって、各計画の必要性、規模及び配置の考え方、離着岸時の操船例を示した図など、少し詳しい内容を記載しております。また、５ページには、環境への影響と評価。最後の６ページには、本日ご出席いただいております専門部会の皆様の名簿を

記載しておりますので、ご確認をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、名古屋港港湾計画の軽易な変更に関するご説明を終わらせていただきます。

○黒田部会長　　ありがとうございました。

ただいまご説明のありました本件につきまして、ご質問またはご意見がありましたら、どうぞご発言をお願いいたします。

小和田委員。

○小和田委員　　小和田です。

まず最初に、ただいまの説明、なかんずくこの冊子による説明、新日鐵住金さんの操業の実態、あるいはそこからくる今回の計画変更の理由といったことについては非常によく理解できました。立派な資料とご説明とによってよく理解できました。感謝申し上げます。

お尋ねを一つさせていただきますが、私もよくはわかりませんけれども、我が国の鉄鋼業界、製鉄業界は、国際的な競争に長い間、今日も含めてさらされているわけでございます。したがって、企業としての効率性の追求、あるいは経済性の追求というものをたゆみなくやっておられるわけでございましょうから、その中で今回の、計画そのものとしてはそう大型の計画の変更ではないと思いますけれども、こういうことが企業側からの要請として出てきて、そして審議会で今取り扱われているわけですけれども、規模は必ずしも大きくない計画変更ではありましょうけれども、企業、新日鐵住金さんにとってはそれぞれ重要な計画だろうと思いますので。どのぐらい急いで、計画としてオーソライズされた後ですけれども、企業側がどのぐらい急いでこの事業を実施する予定なのかということについて、わかる範囲で教えてください。

○黒田部会長　　事務局からお願いいたします。

○錦見企画調整室長　　どれぐらい急いでやる予定なのかというお問いかけでございます。

この計画につきましては、立地企業より、平成 27 年度には工事に着手して、年内には供用したいとお聞きしております。そのためには早急に計画変更を行う必要があり、本日この内容をお諮りさせていただきました。

○黒田部会長　　小和田委員、よろしいでしょうか。

○小和田委員　　来年度中に着工し、完成させるというようなイメージですかね。

○錦見企画調整室長　　年度がかわりましたら直ちに着工するとお聞きしております。

○小和田委員　わかりました。

○黒田部会長　ありがとうございます。

ほか何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ご意見等出尽くしたようでございますので、本件につきましては、管理者の諮問案を適当と認めてよろしゅうございますでしょうか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

ありがとうございました。それでは、原案のとおり答申することに決定させていただきます。

次に、港湾環境整備負担金対象工事の指定につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○中山港営部長　　港営部長の中山でございます。私から、港湾環境整備負担金対象工事の指定についてご説明させていただきます。

お手元に白い冊子、A4 縦ですけれども、「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（案）」をお配りしております。

○黒田部会長　　どうぞお座りください。

○中山港営部長　　座らせていただきます。

そのご紹介は後ほどさせていただきますが、お手元にもう１冊、カラー刷りでございますけれども、「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（説明資料）」がございますので、負担金制度の概要なども含めてわかりやすくまとめてございます、これに基づいてご説明させていただきます。また、同じ内容につきまして、前面のスクリーンでも映写いたしますのでご参考ください。

始めに、港湾環境整備負担金制度の概要についてご説明させていただきます。

まず、制度の趣旨です。

港湾は、流通や生産の場として多様な活動が行われ、重要な役割を果たしているところですが、他の地域と比較して事業活動の集積が著しく、その結果環境問題が発生しやすい状況にあり、環境の整備・保全が特に必要な状況にあります。

港湾の環境整備・保全のために港湾管理者が行う事業は、主として港湾において行われる事業活動に関連があり、その効果は港湾で事業活動を営んでいる事業者に

も及ぶことになります。そのため、港湾で事業活動を営む事業者にも港湾の環境整備・保全のために要する費用の一部の負担を求めることは、社会的公平の観点から見て費用負担の適正化が図られるとの趣旨から、港湾法に本制度が設けられたものです。

港湾環境整備負担金の対象となる工事は、港湾管理者が施行する３種類の工事があります。緑地などの港湾環境整備施設の建設または改良の工事、除草などの港湾環境整備施設の維持の工事及び港湾における漂流物の除去などの工事です。このうち、港湾管理者が指定し告示したものが負担金の対象工事となります。

負担対象となる事業者は、負担対象工事の完了した日、毎年３月 31 日でございますが、負担区域内にある工場または事業場の水面を含む敷地の面積の合計が１万平方メートル以上の事業者様が対象となります。なお、負担対象事業者は、工場、事業場の土地所有者でなく、現に事業を営んでいる事業者の方となります。

負担区域は、負担対象事業者及びその負担額を決定する場合に基準となる区域をいいます。負担区域は工事の種類によって区分され、建設・改良の工事及び維持工事は臨港地区、漂流物の除去の工事は臨港地区と港湾区域を合わせたものとなっております。

負担金の計算は、負担対象工事費に負担割合を乗じた額に負担区域全体の工場・事業場敷地面積などに対する各事業場の敷地面積などの割合を乗じて算定いたします。

負担割合とは、負担対象工事に要した費用のうち事業者の方々にご負担いただく割合のことで、２分の１を基本とし、工事の種類や規模などを考慮して管理者が定めております。

負担金の額は、負担対象工事の種類によって負担割合が異なるため、工事の種類ごとに算出いたします。

負担金の徴収手続は、対象工事の完了後、事業場敷地面積の届け出により事業場面積の集計や負担対象工事を選定し、その後、港湾法に基づき名古屋港審議会の意見聴取を経て、負担対象工事の指定の告示、負担対象事業者への負担金額の確定通知、そして負担金の納付という流れとなっております。

以上が環境整備負担金制度の説明でございます。

それでは、本年度の負担対象工事の指定についてご説明させていただきます。

まず、港湾環境整備施設の建設または改良の工事です。

当該工事は、昨年度末までに工事が完了したものについて指定するものですが、本年度は中川運河（堀止）緑地護岸整備・用地造成工事、木場南広場改修工事、富浜緑地改修工事及び新舞子マリンパーク駐車場整備工事の４件を予定しております。

中川運河（堀止）緑地護岸整備・用地造成工事は、中川運河の堀止地区におきまして、平成 28 年度の完成を目指し、都心部で港の雰囲気を味わうことができる空間として約 1.1 ヘクタールの緑地を整備するものとして施行したもので、主な内容といたしましては、堀止北側及び南側の護岸整備並びに西側の用地を造成したものでございます。

次に、木場南広場改修工事は、木場南広場においてトイレ２カ所の外壁及び内部の改修を行ったものでございます。

次に、富浜緑地改修工事は、富浜緑地において防球ネットの改修及び緊急車両乗入口の設置を行ったものでございます。

次に、新舞子マリンパーク駐車場整備工事は、新舞子マリンパークにおいて駐車場を増設したものでございます。

これらの工事に要した費用は、中川運河（堀止）緑地護岸整備・用地造成工事が２億 1,860 万円、木場南広場改修工事が 457 万円、富浜緑地改修工事が 883 万 5,000 円、新舞子マリンパーク駐車場整備工事が 165 万 4,000 円、合わせて２億 3,365 万 9,000 円となっております。

負担対象工事に要した費用のうち事業者の方々にご負担いただく負担割合は、おのおの緑地の性質を考慮し、中川運河（堀止）緑地護岸整備・用地造成工事では、都市機能と連携し一般市民の利用が多く見込まれる緑地に係る工事のため 16 分の１、木場南広場改修工事、富浜緑地改修工事及び新舞子マリンパーク駐車場整備工事では、周辺住民の受益が多く見込まれる緑地に係る工事のため８分の１としております。負担区域は臨港地区となります。

続きまして、港湾環境整備施設の維持の工事です。

これは、名古屋港内の既に整備した臨港緑地や緩衝緑地において除草、清掃、附属施設の修繕などを行うもので、昨年度実施したこれらの維持工事について指定するものです。これらの維持工事に要した費用は２億 1,583 万 4,000 円で、負担割合は２分の１、負担区域は臨港地区となります。

次に、港湾における漂流物の除去などの工事でございます。

これは、港湾区域である水域において大型漂流物の除去などを行うもので、昨年度実施した工事について指定するものです。

これら漂流物除去のための工事に要した費用は 2,798 万 5,000 円で、負担割合は２分の１、負担区域は臨港地区及び港湾区域となります。

参考として、港湾環境整備負担金徴収予定額は、表の一番下、右から二つ目に赤く枠組みして記載しております１億 594 万 5,000 円で、１平方メートル当たりの負担金額は、その右の欄の３円 94 銭となるものでございます。

なお、この案につきましては、去る９月 25 日、負担事業者の代表の方々にご理解とご協力をいただくためにご説明させていただいております。

環境整備負担金の概要については以上でございますが、お手元に配付しております「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（案)」、A4 縦のものについてご説明させていただきます。

まず、港湾環境整備負担金対象工事の指定についての表紙をめくっていただきますと、１ページ目に負担対象工事の指定の趣旨について掲載しております。

港湾法及び名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例に基づき、平成 26 年度の負担金の徴収対象に指定する港湾工事を定めるものでございます。

次に、２ページ目、３ページ目には、先ほどご説明させていただきました負担対象工事の概要などの内容につきまして一表にまとめたものを、４ページ目は緑地整備箇所図を掲載しております。

以上をもちまして、港湾環境整備負担金対象工事の指定についての概要説明を終わらせていただきます。

○黒田部会長　　ありがとうございました。

ただいまご説明のありました本件につきまして、ご質問またはご意見がありましたら、どうぞご自由に発言をお願いいたします。

では私から。１平米当たりの負担金の額ですけど、例年に比べてどんな様子なのかを簡単にご説明下さい。

○中山港営部長　　例年と比べまして、大体４円前後で推移しておりまして、ほぼ例年と変わりないような形になっております。

○黒田部会長　　ありがとうございます。ということで、ほぼ例年並みということでござ

います。

何かご発言ございますでしょうか。

それでは、ご意見等出尽くしたようでございますので、本件につきましては管理者の諮問案を適当と認めてよろしいでしょうか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

ありがとうございました。それでは、原案のとおり答申することを決定させていただきます。

以上をもちまして、審議は終了いたしました。

会議の終了に当たりまして、管理者からご挨拶をお願いいたします。

［管理者あいさつ］

○近藤専任副管理者　　管理者にかわりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、慎重なご審議をいただき、まことにありがとうございました。

今後とも、名古屋港の発展のため、格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○司会者・柴垣調整担当課長　　これをもちまして、名古屋港審議会専門部会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

会議録署名者	部　会　長	黒　田　達　朗
	委　　員	長谷川　秀　巳
	委　　員	後　藤　正　三